

南国市スクールバス等運行管理業務委託  
公募型プロポーザル審査要領

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行う。

- (1) 「南国市スクールバス等運行管理業務委託プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する参加資格を満たす参加資格者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は審査員一人あたり100点とする。また、審査項目を以下のとおりとし、各号の配点は次のとおりとする。

- (1) 提案概要（15点）
- (2) 業務実施体制（15点）
- (3) 安全対策・危機管理（20点）
- (4) 労務管理・教育研修計画（10点）
- (5) 業務実績（20点）
- (6) 見積価格（20点）

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時・場所

日時：令和6年12月23日（月） ※詳細は別途通知する。

場所：南国市役所

(2) 内容

審査委員会の内容は以下のとおりとし、スクールバス運行についての考え方、適格性、業務遂行のための具体策、計画に係る企画提案内容及び業務実施体制等のプレゼンテーションにより審査を行うものとする。

ア 順番は別途知らせることとする。

イ 事業者毎3名以内とし、業務実施を実際に行う者とする。

ウ プレゼンテーションの時間は1者20分以内とする。

エ 事業者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けることとする。（10分程度）

#### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書及び審査委員会における事業者のプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 審査委員会におけるプレゼンテーションは、プロジェクター等の使用も可能とし、使用する場合は企画提案書提出時に申し出ることとする。
- (3) 提出した企画提案書に記載された内容の範囲内でプレゼンテーションを行うこと。  
また、審査委員会当日の新たな企画提案、資料配布は禁止とする。
- (4) 審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別表「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (5) 全ての参加者の審査が終了した後、審査委員の審査結果を集計し、受託候補者と次点者を決定する。
- (6) 審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない事業者は選定の対象としない。
- (7) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、業務見積額が安価な者から順に受託候補者と次点者を選定する。
- (8) 審査委員会に出席しない事業者の企画提案は無効とする。
- (9) 審査結果は全事業者に文書にて通知する。
- (10) 審査内容及び結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

別表（４（４）関係）

審査基準

審査項目	配点	審査の視点
提案概要	15点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の送迎業務受託業務に対する基本的な考え方、方針</li> <li>・ 組織の安定性</li> <li>・ 従事者の雇用方針</li> </ul>
業務実施体制	15点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行責任者の能力、経験</li> <li>・ 運行従事者の能力、経験</li> <li>・ 人員が不足する時の対応</li> </ul>
安全対策・ 危機管理	20点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全な運行のための実施計画</li> <li>・ 緊急時の指示系統・連絡体制や市への連絡体制</li> <li>・ 緊急時のケース別の対応策（地震、事故など）</li> <li>・ 緊急時の市との連携体制</li> </ul>
労務管理・ 教育計画	10点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転業務従事者の労務管理方法</li> <li>・ 運転業務従事者の交通安全・接遇等に関する教育や研修、資格取得に対する計画</li> </ul>
業務実績	20点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の類似業務の受託実績</li> </ul>
見積価格	20点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積算根拠の明確性</li> </ul>